

安心して住み続けられるUR賃貸住宅に関する意見書

UR賃貸住宅居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み、居住に対しても不安を抱いているが、今の住まいに住み続けたいと考えている世帯が多い。

都市再生機構は市場家賃を原則としながら、その公共的使命から、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の規定に該当する場合は、家賃を減免することができる」と規定している。

また、都市再生機構は閣議決定に基づき団地の統廃合及び住宅の削減を目指して、平成30年度末までに団地別整備方針書の策定を進めている。

よって、政府等関係機関におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 都市再生機構は、公営住宅の入居収入基準に相当する低所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項に規定する家賃の減免条項を実施すること。
- 2 都市再生機構は、団地別整備方針書の策定に当たっては、各地方自治体及び居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣 }
国土交通大臣 } あて
都市再生機構理事長 }